平成２９年（フ）第７号
千葉県我孫子市我孫子２丁目１番257号　グラン・レジデンス
債務者　窪田　　薫
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２３号
千葉県松戸市栗山193番地の１　リバーベルのぎく野107号
債務者　姫野　敏朗
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４０号
千葉県松戸市五香西１丁目33番地の38　五香サンロードス201号
債務者　片桐　雅宏
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５４号
千葉県松戸市東平賀547番地　テラスカトーＢ号
債務者　渡辺　竜人
1　決定年月日時　平成29年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７２号
千葉県野田市古布内1550番地27
債務者　金子　哲也
1　決定年月日時　平成29年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８号
福岡県飯塚市伊岐須669番地
債務者　近藤　秀春
1　決定年月日時　平成29年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第２１号
大分市坂ノ市南１丁目３番22号
債務者　佐藤三枝子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４６８号
大阪府摂津市庄屋１丁目９番35号
債務者　藤本　浩二
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４９９号
大阪市住吉区苅田３丁目12番９―605号
債務者　岩尾　亜衣
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３８号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目４番３号
債務者　上田　　怜
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５９１号
大阪市西成区千本中１丁目６番24号　サンハイツ　302、住民票上の住所大阪市都島区中野町２丁目14番２号　コーポカサハラ　201号
債務者　中川　　昭
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６９０号
大阪市生野区勝山南１丁目17番31号
債務者　岩井　良子
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７４３号
大阪市大正区鶴町４丁目11番５―701号
債務者　黒川　建一
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５号
栃木県那須塩原市新緑町92番地271、前住所栃木県大田原市中田原512番地１　東雲104号
債務者　小笠原　諒
1　決定年月日時　平成29年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月20日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第１号
熊本県山鹿市南島1143番地３　ネオ・レジデンスＢ101
債務者　森野　香織
1　決定年月日時　平成29年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１１３２号
福岡市博多区諸岡１丁目24番25号
破産者　仲川　　勉
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部